



公益財団法人コープともしびボランティア振興財団

2019 年度 ボランティア活動助成 募集要項 (ともしび助成)

助成の特徴と基本的な考え方

(公財)コープともしびボランティア振興財団は、兵庫県内のボランティア活動を支援する財団法人として、1996年2月に生活協同組合コープこうべによって設立されました。

当財団は「愛と協同」の精神を基盤に、阪神・淡路大震災を機に一気に広がったボランティア活動の輪をさらに広げ、市民がお互いに支え合い、やさしさと思いやりに満ちた地域社会の形成を目指すことを活動の目的としています。

申請締切 2019年1月10日(木)17時 必着

1) ボランティア活動助成の特徴

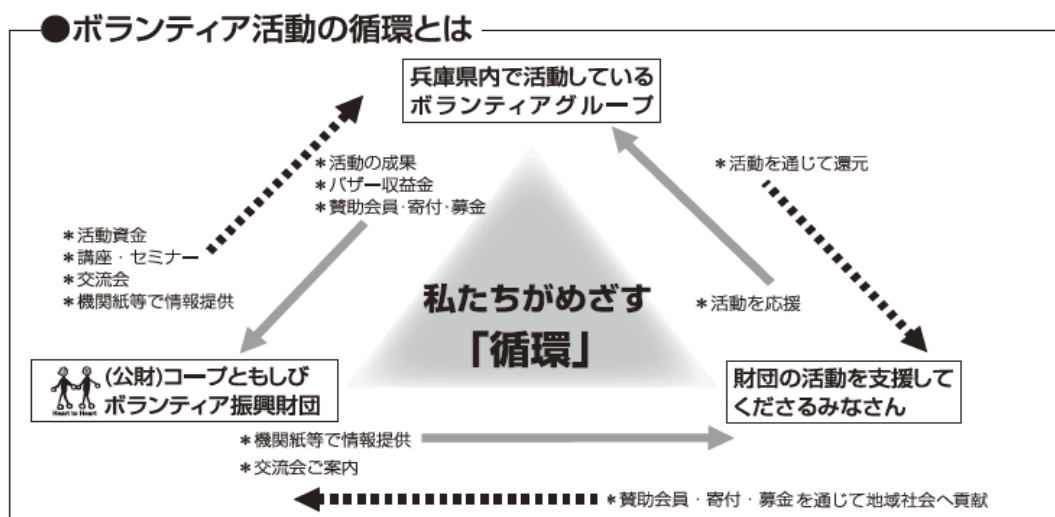
当財団の助成の特徴は、以下の3つです。

- ① 地域で地道にボランティア活動を行っているグループ(人)に資金支援をしています。そのため、法人格をもつ団体は対象外です。
- ② 助成金が必要なあいだは、続けて申請することも可能としています。活動の種が撒かれてボランティア活動がスタートしたとしても、資金難が理由となり、継続的に社会的課題を解決するボランティア活動がなくならないようにという考えからです。
- ③ 当財団の助成は前渡しとしています。助成対象期間の前年に説明会・申請の受付・審査を行い、助成が決定したグループには助成対象年度の6月初旬までに助成金を交付しています。

2) 当財団の目指す「ボランティア活動の循環」

当財団の助成は、「助け合い・支え合う社会をつくりたい」と願う人たちの思いを賛助会費や寄付、募金というかたちで集め、資金を必要としているボランティアグループに届けています。一方、ボランティアグループも社会的課題の解決に向けた活動を通して地域の人々に還元しています。

当財団はこのようなかたちで、人の力、知恵などのエネルギー、もの、設備、技術、場所などのボランティア資源が大きく回る「ボランティア活動の循環」を目指しています。



□ 応募資格

1. 助成対象となる活動は地域社会に貢献する非営利のボランティア活動とします。個人、グループは問いません。ただし、法人格をもつ団体は応募できません。
2. 活動の本拠地もしくは活動地域が兵庫県内であること。
3. 活動目的・内容がメンバー間に限定されず、公益性をもっていること。
4. 政治、宗教、宣伝、売名行為等の目的でない活動であること
5. 行政の委託事業については、助成の対象になりません。
6. 年10回以上の継続的な活動を行い、半年以上の活動実績があること。(メンバーのみのミーティング、練習日は含みません)
7. 2018年10月～11月開催の「2019年度ボランティア活動助成説明会」に参加していること。

8. 2019年5月16日(木)開催予定の「市民活動交流会※」に1グループ1名参加できること。

※ 市民活動交流会

当財団では、全助成グループを対象に、年1回「市民活動交流会」を開催しています。

市民活動交流会は、助成グループの皆さんにとって、

- ① お互いに連携し、ネットワークを広げる
- ② 活動のヒントを得る
- ③ 財団のめざすもの、活動について理解を深める 場でありたいと考えています

助成が決定した場合、グループからお一人、必ず参加いただくこととなりますので、ご予定をお願いします。

9. 活動記録や領収書などを保管し、「ボランティア活動助成 活動および会計報告書」を2020年4月10日(金)までに提出できること。

10. 当財団ホームページでグループ情報を公開できること。

11. コープらぶに登録し、コープこうべから活動助成を受けている団体は応募できません。

□助成金額

ともしび助成は個人3万円・グループ30万円を助成限度額とします。

昨年度の説明会でお知らせしているとおり、2019年度申請から、「ともしび枠」(当財団からの助成が10回以上、かつ申請額が3万円以内のグループ対象)がなくなりました。

これまで、上記枠で申請していたグループは「ともしび助成」(本助成上限30万円)か「きらり助成」(別紙参照 上限1.5万円の少額助成)のいずれかで申請ください。

□助成対象分野、対象者

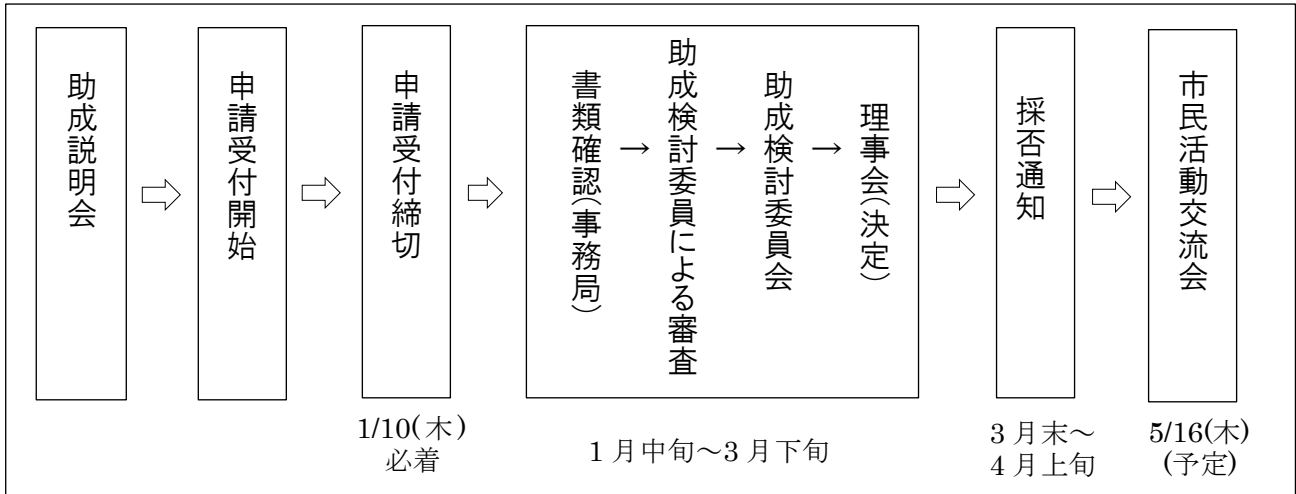
分野	対象者
保健・医療/福祉	高齢者
社会教育	障がい者
まちづくり	青少年(中学生以上)
学術、文化、芸術またはスポーツ	子ども(小学生まで)
防災・災害救援活動	子育て中の親子
地域安全活動	病院・施設入所者
人権擁護・平和の推進活動	被災者
国際協力	在日外国人
男女共同参画	地域住民
子どもの健全育成	その他
食と農	
環境(生物多様性の保全、循環型社会の形成など)	
その他	

□助成対象期間

2019年4月1日から2020年3月31日の1年間の活動に対して助成します。

□審査方法および助成決定

決定内容を3月末～4月上旬に書面で通知します。



□審査基準

申請書は以下のような基準に沿って審査しますので、しっかりとお読みいただき記入してください。

※課題とは社会で困っていることをさします。

基準項目	主な基準内容
活動の公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・グループからの一方的な想いの活動ではなく、地域課題や社会的課題を把握している。 ・活動に参加したい人に開かれたグループになっている
活動の必要性・実効性 (社会貢献度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題、社会的課題と活動内容が一致している ・地域や対象者の暮らしをよくすることにつながっている ・スケジュールが具体的で実施可能な計画になっている
活動の継続・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を継続・発展させるために、工夫や活動の見直しなどを積極的に行っている ・他団体などと連携をしている ・自立に向けての工夫をしている
収支の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能性の高い予算で、当財団における費用の使途は妥当である ・適切な水準の受益者負担を徴収するようにしている ・他団体からの助成金や会費収入など自主財源の確保につとめている ・積算根拠が具体的かつ妥当に記載されている
循環のしくみについて	<ul style="list-style-type: none"> ・当財団の助成についての基本的な考え方やボランティア活動の循環のしくみについて理解・賛同し、協力している。あるいは協力しようという意欲がある

□2019 年度 対象経費表

- ① 領収証がないものは対象になりません。個人名の領収証は講師謝金と市民活動交流会参加のための交通費のみ対象となります。
- ② 助成期間終了後に、報告書に添付する領収証は原本を提出してください。レシート又は発行者(店舗など)の印字・押印および日付があるものに限りです。領収証コピーでの提出を希望されるグループは、原本とコピー、返却用封筒(切手を貼ったもの)をご提出ください。確認後、領収証原本を返却します。
- ③ 提出いただく領収証は当財団の助成対象事業のために使用したものに限りです。
- ④ 対象となる経費であっても、当財団理事会で認めた金額に減額される場合があります。

区 分	内 容 (例)
材料費	活動に必要な材料費 ※ただし、新聞・書籍代(年間上限 2 万円)
事務消耗品費	事務用品(ノート、鉛筆、封筒、用紙、データ保存用の CD など) 消耗品(ごみ袋、ラップなど)
印刷製本費・通信費	パンフレットやチラシ作成、会報などの印刷費用など 切手・はがき代・宅配便代(メンバー間の連絡を除く)・写真代 ※宅配代と写真代については、使用目的の記載が必要
学習費	講座・研修の講師謝金、交通費を除く研修参加費(総額年間上限 3 万円) ※グループメンバーに支払われる講師謝金は対象外
会場費	施設利用料
備品・その他	5 月開催「市民活動交流会」参加交通費(1 グループ 1 名まで) ※10~11 月の申請説明会参加の交通費は対象外
	備品(総額上限は 5 万円) ※単品 1 万円以上の備品は様式⑦を記入のこと

対象外経費

- ・人件費(給料・手当)・ボランティア保険料
- ・旅費交通費(公共交通機関交通費、高速料金、駐車場料金、ガソリン代)、運搬費用
- ・地代、家賃、事務所費用、水道光熱費、借地代
- ・茶菓子代、飲食費、食材費、検食代、景品代、おみやげ代、バザー材料費
- ・インターネットプロバイダー費、パソコン初期設定に関わる費用
- ・電話代(主たる活動が電話相談である場合のみ申請可能)
- ・寄付金(他者・他団体に対する寄付金)、資金援助、加盟するネットワークへの会費、出店料
- ・楽器(付属品も含む)、衣装(ユニホームも含む)、クリーニング、修理代

※個人に帰属するもの(プレゼント、持ち帰り品を含む)は対象外です。

※他団体からの助成金と用途が重複しているものは対象外です。

※貸会場の備品・設備となるものは対象外です。

□「きらり助成」について

地域の身近な課題に取り組む“きらり”と光る活動を支援することを目的に、少額(1.5万円上限)申請のグループに対して「きらり助成」を設けています。

◇選考にあたっては、当財団の趣旨の理解や活動内容、地域貢献度を優先します。

◇きらり助成は2019年度助成総額の20%の範囲内です。助成総予算を超えた場合は、採択されたグループで一律減額とします。

◇応募件数によっては、希望額の助成が受けられない場合があります。

◇「2019年度ともしび助成」を申請するグループは、「2019年度きらり助成」の申請をすることはできません。

□応募方法

申請書の受付は郵送のみとします。申請書を当財団事務局までお送りください。

◇申請書は黒インクか黒ボールペン、又はパソコン入力等で記入してください。

※申請書をパソコン入力される方は、当財団ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.tomoshihi-found.or.jp/>

◇提出前に必ず申請書のコピーをとり、手元に保管しておいてください。

◇一度提出いただいた申請書類の返却・差し替えはできません。

◇応募内容について問い合わせする場合がありますので、必ず日中に連絡の取れる電話番号(携帯など)やE-mailアドレスを記載してください。

申請受付締切日: 2019年1月10日(木) 17時 必着

※締め切り後に受付することはできませんので、ご注意ください。

□その他

1. 採否の理由につきましての問い合わせには応じかねますのでご了解ください。
2. 予算書の大幅な変更は認められませんので、ご注意ください。変更が必要になった場合は、事務局にご相談ください。
3. 助成決定後、法人格取得など、助成対象としての要件が変化した場合、事務局までご連絡ください。それ以降の助成金をご返金いただきます。
4. 活動が中断するなど、助成対象としての要件が変化した場合も、助成金をご返金いただく場合がありますので、すみやかに事務局までご連絡ください。

□申請書の郵送先および問い合わせ先

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目3-20 生活文化センター西館2F
(公財)コープともしびボランティア振興財団事務局(土日祝、年末年始を除く、10:00~17:00)
Tel.078-412-3930 Fax.078-412-3871

※封筒の表書きに申請書類と明記してください。